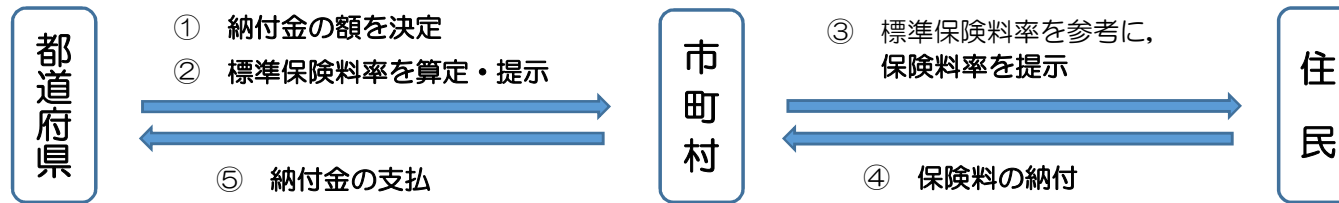


【取扱注意】

資料1

令和4年度国民健康保険事業費納付金等の 算定結果について

納付金及び標準保険料率の算定について



① 納付金の算定

納付金総額の算定

- 保険給付費等の見込みから、前期高齢者交付金や定率国庫負担などの公費等の見込みを差し引くことで、県全体の納付金総額を算出する。

各市町村に配分

- 県全体の納付金総額を、応益割（被保険者数・世帯数のシェア）と応能割（所得総額・資産総額のシェア）により配分する。応益割と応能割の比率は、県の所得水準に応じて設定する。

※加えて、医療分の場合

- 年齢調整後の医療費水準により調整を行う。
- 高額医療費を県単位で共同負担するための調整を行う。

R4算定	応益割	応能割
医療分	1	0.71670
後期分	1	0.72853
介護分	1	0.66207

② 標準保険料率の算定

標準保険料率の算定に必要な保険料総額の算出

- 市町村ごとの納付金額から、当該市町村の特別の事情や実績等に応じて交付される公費を差し引くと同時に、保健事業や出産育児一時金など市町村で取組が異なる費用を加算し、標準保険料率の算定に必要な保険料総額を算出する。

収納率による調整

- 上記の総額を県が定める標準的な収納率(※)で割り戻した後、当該市町村の標準保険料率を算定する。
(※) 市町村ごとの過去3年間の平均収納率。

令和4年度納付金算定の概況

○ 納付金総額	R3:194億円 → R4:194億円 (▲0.6億円, ▲0.3%)
○ 一人当たり納付金額	R3:129,109円 → R4:132,837円 (+3,728円, +2.9%)
○ 一般被保険者数(推計)	R3:150,396人 → R4:145,687人 (▲4,709人, ▲3.1%)

- 【R4推計】
- ① 一般被保険者に係る医療保険給付費について、本県の実績を踏まえ推計。
 - ② 前期高齢者交付金、後期高齢者支援金、介護納付金、国費等は国の係数による。

歳出	医療保険給付費等 574億円	後期高齢者支援金 99億円	介護納付金 39億円
歳入	納付金 194億円	公費等 256億円	前期高齢者交付金(概算, 精算) 262億円

R4推計(R3算定)との比較

(単位: 億円)

		R3推計	R4推計	増減額	増減率	
一般被保険者分	歳出					
		保険給付費等	715	712	▲3	▲0.5%
		医療保険給付費	574	570	▲4	▲0.7%
		公費等	521	518	▲3	▲0.5%
		療養給付費等負担金	129	128	▲1	▲0.8%
		普通調整交付金	64	62	▲2	▲3.3%
		県繰入金	32	32	0	0.3%
		特例基金	0	0	0	0.0%
		剰余金	0.6	0	▲0.6	皆減
		高額医療費負担金	9	11	2	26.2%
		概算前期高齢者交付金	246	246	0.7	0.3%
		※ 精算前期高齢者交付金等	33	32	▲1	▲3.5%
		納付金総額	194	194	▲0.6	▲0.3%
		納付金総額(退職分含む)	194	194	▲0.6	▲0.3%

○ 医療保険給付費の推計

国の推計方法をもとに本県の実績を踏まえて算出。

	H30実績	R元実績	R2実績	R3推計	R4推計
医療保険給付費	561億円	567億円	564億円	574億円	570億円
一人当たり	351,697円	365,095円	367,997円	381,990円	391,516円
対前年度伸び率	1.78%	3.81%	0.79%	3.80%	2.49%

※前期高齢者交付金

国保・被用者保険の65歳から74歳の前期高齢者の偏在による保険者間の負担の不公平を、各保険者の加入者数に応じて調整。

当該年度に概算額で交付を受け、2年後に確定した額に基づき精算が行われる。

後期高齢者支援金、介護納付金についても、上記と同様、概算払い、精算が行われる。

激変緩和措置

○ 納付金の仕組みの導入等の影響により、被保険者一人当たりの保険料が制度改革前の保険料額と比較して、自然増分等の一定割合を超えて増加する部分に対し、国の暫定措置等及び県繰入金等を活用して激変緩和を実施する。

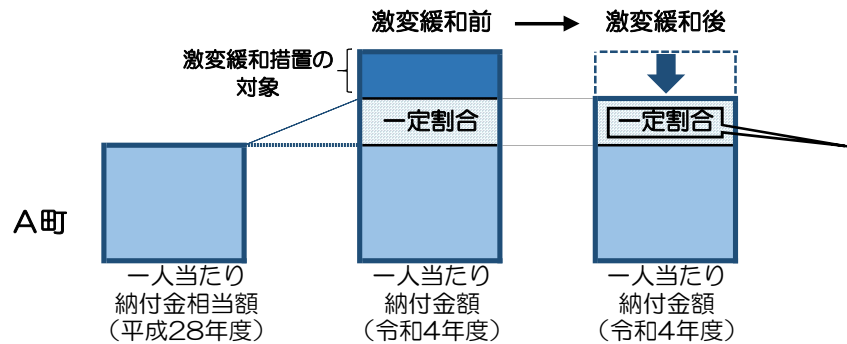
【暫定措置等】
【県繰入金】

国による改革施行当初の激変緩和措置
県による法定繰入れ(保険給付費の9%分)を活用した激変緩和措置

【財政安定化基金(特例基金)】

施行当初の激変緩和の財源として設置された基金〔H30～R5の時限措置〕
※R4納付金算定においては未使用。

①納付金ベースにおける激変緩和措置

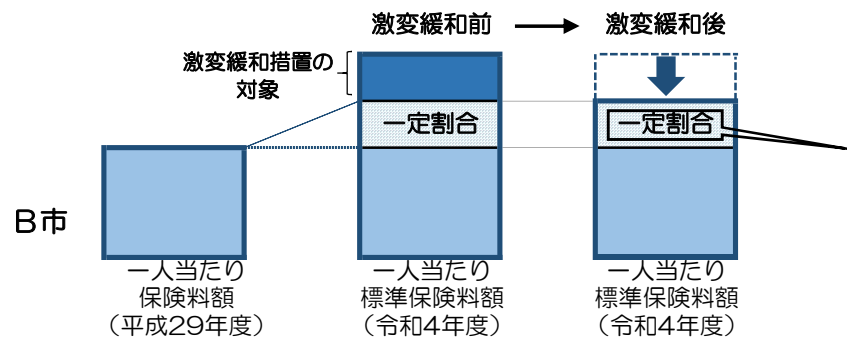


市町村ごとの一人当たり納付金額については、納付金の仕組みの導入による影響（医療費指数や所得水準に応じた配分）等が異なるため、差が生じる。

※ 平成28年度の「被保険者一人当たりの納付金相当額」を基点として、毎年度、自然増分等の一定割合を設定する。

R4算定における一定割合 (6カ年度分)	医療分	14.5%
	後期分	23.0%
	介護分	20.8%

②保険料ベースにおける激変緩和措置



市町村ごとの一人当たり標準保険料額については、上記の納付金額における影響のほか、保健事業等の事業費、市町村個別に交付される公費により、差が生じる。

※ 平成29年度の「被保険者一人当たりの保険料額」を基点として、毎年度、自然増分等の一定割合を設定する。

R4算定における一定割合 (5カ年度分)	医療分	9.3%
----------------------	-----	------

納付金の激変緩和措置について

激変緩和措置対象：9保険者

(単位：円)

保険者名	平成28年度	令和4年度			
	一人当たり 納付金相当額	【激変緩和前】 一人当たり納付金額		【激変緩和後】 一人当たり納付金額	
		対H28	増減率	対H28	増減率
徳島市	128,431	132,566	3.2%	132,441	3.1%
鳴門市	133,836	141,552	5.8%	141,419	5.7%
小松島市	124,888	135,117	8.2%	134,986	8.1%
阿南市	123,630	134,106	8.5%	133,979	8.4%
勝浦町	119,938	137,293	14.5%	135,401	12.9%
上勝町	106,744	119,840	12.3%	119,732	12.2%
佐那河内村	115,934	135,832	17.2%	127,017	9.6%
石井町	123,849	134,530	8.6%	134,403	8.5%
神山町	141,262	129,935	▲8.0%	129,386	▲8.4%
牟岐町	128,552	136,393	6.1%	136,263	6.0%
松茂町	134,752	138,842	3.0%	138,711	2.9%
北島町	114,406	131,475	14.9%	126,518	10.6%
藍住町	121,492	130,738	7.6%	130,615	7.5%
板野町	136,018	150,669	10.8%	150,525	10.7%
上板町	110,578	130,190	17.7%	124,531	12.6%
吉野川市	127,578	127,947	0.3%	127,826	0.2%
阿波市	118,429	125,504	6.0%	125,385	5.9%
美馬市	132,284	133,344	0.8%	133,215	0.7%
三好市	131,526	137,664	4.7%	137,509	4.5%
つるぎ町	128,976	124,520	▲3.5%	123,987	▲3.9%
那賀町	104,212	122,250	17.3%	110,983	6.5%
東みよし町	134,483	134,787	0.2%	133,973	▲0.4%
美波町	124,733	128,302	2.9%	128,179	2.8%
海陽町	121,158	130,605	7.8%	130,480	7.7%

※ 一般被保険者分について算出。

標準保険料額の激変緩和措置について

激変緩和措置対象：2保険者

(単位：円)

保険者名	平成29年度	令和4年度			
	一人当たり 保険料額	【激変緩和前】 一人当たり標準保険料額 (法定軽減後)		【激変緩和後】 一人当たり標準保険料額 (法定軽減後)	
		対H29	増減率	対H29	増減率
徳島市	97,016	92,726	▲4.4%	92,726	▲4.4%
鳴門市	95,604	105,592	10.4%	105,592	10.4%
小松島市	93,469	85,267	▲8.8%	85,267	▲8.8%
阿南市	92,222	94,792	2.8%	94,792	2.8%
勝浦町	93,857	110,198	17.4%	108,654	15.8%
上勝町	74,073	102,956	39.0%	93,764	26.8%
佐那河内村	99,979	83,072	▲16.9%	83,072	▲16.9%
石井町	103,665	88,262	▲14.9%	88,262	▲14.9%
神山町	78,781	76,187	▲3.3%	76,187	▲3.3%
牟岐町	89,273	84,538	▲5.3%	84,538	▲5.3%
松茂町	98,102	107,009	9.1%	107,009	9.1%
北島町	98,624	90,003	▲8.7%	90,003	▲8.7%
藍住町	88,805	90,707	2.1%	90,707	2.1%
板野町	98,291	105,442	7.3%	105,442	7.3%
上板町	91,622	81,045	▲11.5%	81,045	▲11.5%
吉野川市	82,743	82,336	▲0.5%	82,336	▲0.5%
阿波市	97,613	88,355	▲9.5%	88,355	▲9.5%
美馬市	86,861	83,654	▲3.7%	83,654	▲3.7%
三好市	78,257	75,395	▲3.7%	75,395	▲3.7%
つるぎ町	74,622	56,700	▲24.0%	56,700	▲24.0%
那賀町	69,745	75,077	7.6%	75,077	7.6%
東みよし町	90,570	87,433	▲3.5%	87,433	▲3.5%
美波町	73,539	73,689	0.2%	73,689	0.2%
海陽町	86,095	76,800	▲10.8%	76,800	▲10.8%

※ 一般被保険者分について算出。

※ 平成29年度の保険料額は、平成29年9月末時点の調定ベースをもとに算出。

※ 令和4年度の保険料額は、県内統一の基準によって算定した市町村ごとの標準保険料額を、市町村からの提供データをもとに法定軽減後とした金額。

令和4年度 国民健康保険事業費納付金

(単位：円)

保険者名	令和3年度	令和4年度	増減額	増減率
徳島市	6,056,351,838	6,070,981,131	14,629,293	0.2%
鳴門市	1,887,992,829	1,863,854,528	▲ 24,138,301	▲1.3%
小松島市	995,351,240	987,841,756	▲ 7,509,484	▲0.8%
阿南市	1,838,897,622	1,838,701,982	▲ 195,640	▲0.0%
勝浦町	153,871,823	157,064,477	3,192,654	2.1%
上勝町	40,599,353	43,702,109	3,102,756	7.6%
佐那河内村	79,767,431	70,240,654	▲ 9,526,777	▲11.9%
石井町	682,084,741	664,333,950	▲ 17,750,791	▲2.6%
神山町	166,621,799	168,202,310	1,580,511	0.9%
牟岐町	135,314,290	135,990,432	676,142	0.5%
松茂町	403,505,836	402,678,922	▲ 826,914	▲0.2%
北島町	500,891,600	508,379,843	7,488,243	1.5%
藍住町	871,139,736	875,194,239	4,054,503	0.5%
板野町	473,238,407	473,881,720	643,313	0.1%
上板町	338,917,503	337,603,371	▲ 1,314,132	▲0.4%
吉野川市	1,060,330,559	1,041,654,858	▲ 18,675,701	▲1.8%
阿波市	1,027,094,433	1,035,436,577	8,342,144	0.8%
美馬市	750,105,564	744,934,761	▲ 5,170,803	▲0.7%
三好市	685,767,495	691,538,064	5,770,569	0.8%
つるぎ町	219,923,395	212,392,468	▲ 7,530,927	▲3.4%
那賀町	192,462,334	184,675,539	▲ 7,786,795	▲4.0%
東みよし町	346,643,818	346,898,739	254,921	0.1%
美波町	199,276,871	198,164,529	▲ 1,112,342	▲0.6%
海陽町	313,653,074	299,190,404	▲ 14,462,670	▲4.6%
計	19,419,803,591	19,353,537,363	▲ 66,266,228	▲0.3%

※ 一般被保険者分及び退職被保険者分の総額。